

大阪府がん患者等妊よう性温存治療実施についての説明事項確認書
(妊よう性温存治療実施医療機関)

妊よう性温存治療にあたり、以下の項目について、妊よう性温存治療実施医療機関から説明してください。

- 1 妊よう性温存治療により将来子どもを授かる可能性を残せること
- 2 (女性の場合) ホルモン依存性がんの場合、
妊よう性温存治療を実施することにより、がんが悪化する可能性があること
- 3 妊よう性温存治療の内容と一連の流れについて
- 4 妊よう性温存治療の副作用や合併症について
- 5 妊よう性温存治療の費用について
- 6 原疾患治療主治医の判断により、生殖機能温存療法を中止することがあること
- 7 (卵子又は精子凍結の場合)
がん治療後、融解して体外受精から胚移植を行うまでの一連の流れについて
- 8 (受精卵凍結の場合)
がん治療後、融解し胚移植を行うまでの一連流れについて
- 9 妊よう性温存治療を行った場合の妊娠成功率について
- 10 国の研究に臨床データ等を提供すること。
- 11 その他(説明をした、もしくは、説明を受けた具体的な項目を記載)

大阪府知事 吉村 洋文 様

上記の点について、十分な説明をしました。

署名年月日 _____

医療機関名 _____

医師等氏名 _____

上記の点について、医療機関より十分な説明を受け、内容及びリスクについて理解しました。

署名年月日 _____

妊よう性温存治療を受ける者 _____